

歩行困難な方が駐車しやすい

〜いばらき身障者等用駐車場利用証制度〜

身体に障がいのある方や高齢の方などで、移動に配慮が必要な方が、公共的施設などにある障害者等用の駐車場の利用しやすくなるよう、「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付します。

身体障害者手帳区分等級		1	2	3	4	5	6	7	知的障害者	精神障害者	高齢者	難病患者	妊産婦
視覚障害		○	○	○	○				療育手帳の障害の程度が「A」および「A」	精神保健福祉手帳の等級が「1級」	介護保険被保険者証の要介護状態区分等が「要介護1」以上	一般特定疾患医療受給者証所持者	小児慢性特定疾患医療受診券所持者
聴覚障害			○	○									
平衡機能障害				○		○							
上肢		○	○										
下肢		○	○	○	○	○							
体幹		○	○	○	○	○							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	○	○										
心臓機能障害		○		○	○								
じん臓機能障害		○		○	○								
呼吸器機能障害		○		○	○								
ぼうこうまたは直腸の機能障害		○		○	○								
小腸機能障害		○		○	○								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○								
肝臓機能障害		○	○	○	○								

「利用証」を車外から見やすい場所に掲示することで、本場にその駐車スペースを必要としている方が利用しやすい環境の整備を図ります。

身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「利用証」の交付を受けるためには、障がいの程度など一定の基準があります。

■ 交付対象者
上記表

■ 申請方法
交付対象であることが確認できる手帳など印鑑を持参のうえ、市社会福祉課で申請してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。代理申請の場合には、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。



▽いばらき身障者等用駐車場利用証

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58
2111 (内線1154)

秋季全国火災予防運動

11月9日(水)〜15日(火)

「消したはず 決めたけなげで もの「度」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた場所で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、燃えにくい製品（防災製品）を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを備える。



○ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

大切な生命と財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成21年6月1日から、消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられました。
● 設置が必要な場所
・ 寝室
・ 階段の上部（2階以上に寝室がある場合）

悪質な訪問販売にご注意を！

消防署の職員が、住宅を訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

問 ・ つくばみらい消防署 ☎ 58
・ 0111 ・ つくばみらい消防署谷和原出張所 ☎ 25
・ 3119 ・ つくばみらい消防署東部出張所 ☎ 52
・ 1190